## お知らせ

### 彦根市議会議員一般選挙立候補予定者説明会

令和５年４月23日㈰に執行予定の彦根市議会議員一般選挙の立候補予定者説明会を開催します（候補者を含め、１陣営２人までの出席としてください）。

日時 ２月２日㈭ 14：00～15：30（予定）
場 市役所本庁舎（元町）５階　5-1会議室、5-2会議室
対 彦根市議会議員一般選挙の立候補予定者
問 選挙管理委員会事務局
☎ 30-6131　FAX 23-4551

### ひこねで朝市

「食の安全」「地産地消」「手作り」を掲げ、地場野菜・豆腐・湖魚料理・手作り雑貨などを販売します。

日時 １月15日㈰ 8：00～12：00
場 滋賀縣護國神社（尾末町）
問 ひこねで朝市実行委員会
☎ 24-4461
✉ hikonedeasaichi55@gmail.com

### 〈令和５年度入札参加資格審査対象〉受講報告書の提出をお忘れなく！

令和４年中に男女共同参画に関する出前講座または男女共同参画センター「ウィズ」（以下、ウィズ）での対象事業などに参加された場合、受講報告書を提出することで、令和５年度建設工事入札参加資格審査において加点の対象になります。

①出前講座：講座受講後、実施報告書をご提出いただいた事業所には受領確認書を送付します。１月10日㈫までに受領確認書が届かない場合は至急ご連絡ください。②ウィズ対象事業：受講報告書を提出された事業所名を彦根市ホームページに掲載しますので、提出漏れがないかご確認ください。

問 企画課女性活躍推進室
☎ 30-6101　FAX 22-1398
【HP 番号：18532】

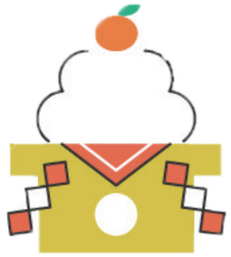

### 図書館　休館のお知らせ

特別整理期間（蔵書の点検・整理）および館内修繕工事のため休館します。

休館期間 ２月11日㈯・祝～同23日㈭・祝
※休館に伴い、１月28日㈯～２月10日㈮は、貸出冊数の上限を10冊から15冊に増やします。
※休館中に本を返却する場合は、図書館玄関のブックポストをご利用ください。
※特別整理期間中も「たちばな号」は運行します。

問 市立図書館
☎ 22-0649　FAX 26-0300

### 新しい彦根市中期財政計画を公表しました

新しい彦根市中期財政計画【**令和５年度（2023年度）～令和９年度（2027）年度**】を策定し、公表しました。詳しくは彦根市ホームページをご覧ください。

問 財政課
☎ 30-6107　FAX 22-1398
【HP 番号：3072】

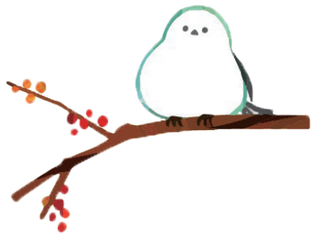

### 彦根市防災展

今年で阪神淡路大震災の発生から28年、東日本大震災の発生から12年を迎えようとしています。

いつ起こるか分からない災害に備え、いま一度、多くの方に防災意識を強く持ってもらうことを目的に様々な防災関係機関によるパネル展示を行います。

市が備蓄している備蓄食や啓発物品の配布も予定しています。

日時 １月17日㈫～同24日㈫
場 市役所本庁舎（元町）１階ホール
問 危機管理課
☎ 30-6150　FAX 23-1777

# 市民税・県民税申告の受付

確定申告期間中は、会場が大変混雑します。市民税・県民税の申告をする人は、こちらの日程をご利用ください（確定申告の受付はできません）。

日時 場
**【１月26日㈭】**グリーンピアひこね（清崎町）
**【１月31日㈫】**稲枝支所（田原町）
**【２月２日㈭～同７日㈫（土・日曜を除く）】**
市役所本庁舎（元町）１階
**※時間は各日９：00～12：00、13：00～15：00**
対 令和５年１月１日時点で彦根市に住民登録がある人のうち、市民税・県民税の申告が必要な人（下図参照）
持ち物 「申告のご案内」、令和４年中の所得が分かる書類（源泉徴収票など）、営業・農業・不動産所得の「収支内訳書」（事前に収入と経費を集計し、作成してください）、所得控除の対象となるものに関係する書類（医療費の明細書、生命保険料や地震保険料の控除証明書など）
※筆記用具、電卓などはできる限りお持ちください。

**＜郵送での申告にご協力ください＞**
【HP 番号：10628】
彦根市ホームページで、画面の案内に従って金額などを入力すると、申告書が作成できます。作成した申告書と添付資料を郵送で提出すれば、申告会場へお越しいただく必要はありません。

**＜令和５年度個人住民税税制改正＞**
【HP 番号：3926】
詳しくは彦根市ホームページをご確認ください。

問 税務課市民税係
☎ 30-6140　FAX 22-3052
【HP 番号：11800】

## 「市民税・県民税の申告」が必要か、チェックしよう！

※フロー図は、一般的な例を示しています。

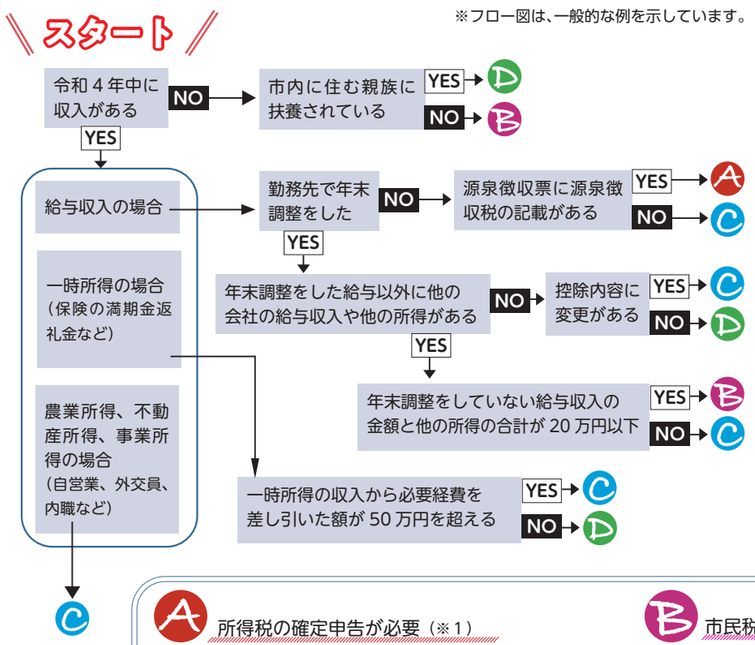


### 年金収入がある人はこちらもチェック

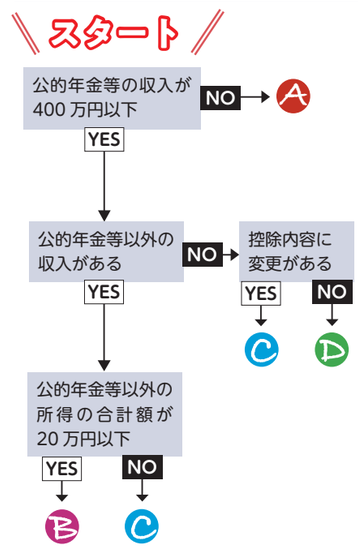


（※１）「所得」と「収入」の違いにご注意ください。
（※２）所得税の確定申告書を提出した場合、市民税・県民税の申告は不要です。

次の項目に該当する人は、彦根税務署が開設する申告会場（彦根商工会議所４階）で申告してください。　**彦根税務署☎ 22-7640【自動音声案内】**

- ▶譲渡所得（不動産譲渡、株式譲渡など）がある人
- ▶所得税の住宅借入金等特別控除を受ける人
- ▶住宅耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修などの特別控除を受ける人
- ▶初めて事業所得を申告する人
- ▶青色申告をする人、事業収入が多額である人
- ▶税務署から申告書が送付された人
- ▶準確定申告（お亡くなりになった人の申告）をする人
- ▶過年分（令和３年分以前の確定申告）の申告をする人
- ▶相続年金の支払いを受けている人
- ▶災害などによる損害にかかる雑損控除を受ける人